

第4号様式（第30条関係）

工作物の建築等の許可申請書

年 月 日

様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例第（13・14）条第1項第3号に掲げる工作物の建築等の行為の許可を受けたいので、同条例第17条第1項の規定により次のとおり申請します。

行為地の住所	地目（現況）	実測面積（m <sup>2</sup> ）	区域の区分
			1 回廊地区 2 保全・活用地区
			1 回廊地区 2 保全・活用地区
			1 回廊地区 2 保全・活用地区
工作物の規模	築造面積（ ）m <sup>2</sup> 高さ（ ）m		
工作物の用途			
建築等の行為の種別	1 新築 2 改築 3 増築 4 移転 5 撤去		
行為の目的及び概要			
行為の場所を選定した理由			
設計者又は施工者	住所		
	氏名	電話番号	
行為の予定期間	着手予定日 年 月 日から 完了予定日 年 月 日まで		
他法令の許可等の状況	法令名（ ） 審査の状況（ ） 法令名（ ） 審査の状況（ ） 法令名（ ） 審査の状況（ ）		
添付書類及び図書（施行同意書のほか、右の書類及び図書を添えてください。）	1 位置図（1/50,000以上） 2 現況図（1/5,000以上） 3 現況写真（カラー写真） 4 計画平面図（1/1,000以上） 5 工作物構造図（1/100以上） 6 排水処理施設構造図（1/100以上） 7 遮蔽を要する場合は、遮蔽施設構造図（1/100以上） 8 撤去の場合は、跡地の整理に関する計画書 9 土地登記事項証明書及び公図（行為者がその土地の所有者である場合は、納税証明書の写しでこれに代えることができます。）		

- 注 1 行為地が回廊地区の場合は、「行為の目的及び概要」欄は、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則第22条に規定する行為の許可の基準に係る技術的細目に関する事項を記載してください。
- 2 行為地が保全・活用地区の場合は、「行為の目的及び概要」欄は、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則第28条に規定する行為の許可の基準に係る技術的細目に関する事項を記載してください。
- 3 行為者がその土地の所有者である場合は、施行同意書は必要ありません。

第4号様式（工作物の建築等）の行為の概要に関する書類

（生態系の保全）

基準項目	記入欄
①重要な動植物の保全 （新築の場合に限る。）	a. 特定植物群落の生育地である b. 特定植物群落の生育地でない ※「高知県四万十川流域環境配慮指針に基づく重要な動植物の分布に関する資料；A2版」（第3回自然環境保全基礎調査1988）参照
②光害の抑制 （新築、増築、改築又は移転の場合に限る）	a. 屋外照明等を設置 （光源の種類； ） b. 屋外照明等を設置しない
③し尿及び雑排水の処理 （新築、増築、改築又は移転の場合に限る。）	a. 公共下水道施設へ接続 b. 農業・漁業集落排水施設へ接続 c. 浄化槽を設置
④振動・騒音の抑制	a. 低振動・低騒音仕様の建設機械を使用 （機械名； ） b. その他の振動・騒音対策（ ）
⑤緩衝帯の配置 （周辺の環境の悪化をもたらすおそれのある工作物の新築、増築、改築又は移転の場合に限る。）	緩衝帯の面積（ ）m <sup>2</sup> ※中高木の樹木による緩衝帯 緩衝帯の面積／行為面積＝（ ）％ ※計画平面図に緩衝帯の配置を明示すること。

（景観の保全）

基準項目	記入欄
① 稜線の分断 （新築、改築又は移転の場合に限る。） [保全・活用地区]	a. 稜線を分断する b. 稜線を分断しない
②工作物の高さ（新築、改築又は移転の場合に限る。） [回廊地区]	工作物の高さ（ ）m
③工作物の色彩 （新築、増築、改築又は移転の場合に限る。）	a. 塗装等におけるマンセル値（ ） b. 素材そのものの色（ ）
④緑地の保全 （大規模な工作物の新築、改築又は移転の場合に限る。）	a. 中高木又は低木の植栽（樹種； 、本数； ） b. 地被植物の植栽（種類； 、面積； ） c. 緑地を設置することができない場合はその理由を記入する。 （ ）
⑤太陽光発電施設の遮蔽 （※主要な眺望場所から見える場合に限る） ※四万十川本川又は本川沿いの主要な国道若しくは県道	a. 主要な眺望場所から見える 遮蔽方法（木柵・植栽・木柵と植栽の併用・その他） ※遮蔽施設構造図に遮蔽施設の構造と主要な眺望場所からの断面図を記入すること b. 主要な眺望場所から見えない
⑥跡地の整理	※跡地の整理に関する計画書を提出すること。

⑦電線路等の支持物の設置	a. 回廊地区に設置する b. 回廊地区には設置しない				
⑧ 附帯して行う行為（新築、増築、改築又は移転の場合に限る。）					
<small>のりめん</small> <法面の緑化> （高さ1.0mを超える盛土又は高さ2.0mを超える切土の場合に限る。） a. 在来種の苗木による植栽 b. 在来種の種子の吹き付け c. その他の方法 （ ）	<石垣の保全> a. 現状のまま保全 b. 材料として利用 c. その他 （ ）	<天然林の保全> [回廊地区] <table border="1" data-bbox="903 344 1423 672"> <tr> <td data-bbox="903 344 1145 672"> [水辺の天然林]  a. 全てを保全  b. 一部を伐採  c. その他  （ ） </td> <td data-bbox="1145 344 1423 672"> [天然林の伐採]  (100㎡以上の伐採)  天然林の面積  （ ）㎡  伐採面積  （ ）㎡  伐採率；伐採面積/  天然林の面積  （ ）% </td> </tr> </table>		[水辺の天然林] a. 全てを保全 b. 一部を伐採 c. その他 （ ）	[天然林の伐採] (100㎡以上の伐採) 天然林の面積 （ ）㎡ 伐採面積 （ ）㎡ 伐採率；伐採面積/ 天然林の面積 （ ）%
[水辺の天然林] a. 全てを保全 b. 一部を伐採 c. その他 （ ）	[天然林の伐採] (100㎡以上の伐採) 天然林の面積 （ ）㎡ 伐採面積 （ ）㎡ 伐採率；伐採面積/ 天然林の面積 （ ）%				

備考 記入欄は、該当記号（a、b、c）を○印で囲み、（ ）内は、必要事項を記入すること。